報告書受理年月日	平成22年７月26日	第１回報告分

候補者氏名	森　　正明	参議院名簿届出政党等	日本共産党	平成22年６月10日から平成22年７月10日まで　第１回分
出納責任者氏名	石坂　　明			

収　　入

主たる寄附（氏名／団体名）	（職　業）	（寄附額）
		円
日本共産党諏塩木地区委員会		30,000
日本共産党中央委員会		615,430
上條　雅司	無職	170,000
飯倉　紀代子	団体職員	30,000
笠原　千里	団体職員	70,000
鮎沢　ゆかり	団体職員	100,000
その他の寄附	０件	0
その他の収入		0
今　回　計		1,015,430
総　　計		1,015,430

支　　出

（費　目）	（金　額）	
	円	
人件費	370,000	（ 0）
家屋費	30,000	（ 0）
選挙事務所費	30,000	（ 0）
集合会場費	0	（ 0）
通信費	0	（ 0）
交通費	1,960	（ 0）
印刷費	2,286,639	（ 0）
広告費	403,700	（ 0）
文具費	0	（ 0）
食糧費	10,030	（ 0）
休泊費	0	（ 0）
雑費	19,131	（ 0）
今　回　計	3,121,460	（ 0）
総　　計	3,121,460	（ 0）

支出のうち公費負担相当額	項　　目	金　　額
	選挙運動用通常葉書の作成	635,100円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	1,185,730円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	75,200円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	210,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,106,030円

報告書受理年月日	平成22年７月26日	第１回報告分

備考　支出の各欄ごとの（　）内は、専ら公職選挙法第49条の２の規定による投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出を外書として記載したものである。

公　告

諮　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９３２号
栃木県下都賀郡壬生町通町５番29号
債務者　嶋根工業有限会社
代表者代表取締役　島根　政明
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６３２号
千葉県市原市加茂２丁目２番地19
債務者　株式会社朝日財建
代表者代表取締役　大山　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　正利
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５４号
千葉県市川市鬼高４丁目13番21号
債務者　株式会社全商
代表者代表取締役　渡邉　　亙
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５５号
東京都葛飾区東新小岩５丁目14番16号
債務者　株式会社オリーブ
代表者代表取締役　渡邉　　亙
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後１時50分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５６号
青森県弘前市大字清水３丁目１番地14
債務者　株式会社ヒロサキモード
代表者代表取締役　渡辺　照代
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後２時10分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５７号
青森県弘前市大字清水３丁目１番地14
債務者　株式会社ヒロサキ全商
代表者代表取締役　渡邉　　亙
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後２時10分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５８号
千葉県市川市鬼高４丁目13番21号
債務者　有限会社ヒロサキオリーブ
代表者取締役　渡邉　和代
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後２時10分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係